

# ドメスティック・バイオレンスと精神的暴力

山本 千晶

- 1 はじめに
- 2 被害者の恐怖心の過小評価
- 3 支配服従関係とジェンダー
- 4 寄り添う支援へ向けての試論

## 1 はじめに

ドメスティック・バイオレンスは暴力によって被害者を支配することにその本質があり、「身体的暴力」、「心理的暴力」、「性的暴力」という分類は、支配の手段が具体的にどのような形で表出するかの違いにすぎない<sup>1)</sup>。このことを示すためにしばしば用いられるのが「パワーとコントロールの車輪」の図である<sup>2)</sup>。車輪が身体的暴力と非身体的暴力の関連を示すとともに、車輪を支え、動かす軸を「パワーとコントロール」、すなわち男性のもつパワーと男性による女性支配だとみなすことで、DVが個々の関係性の問題ではなく、社会における構造の問題であることを示そうとする。なぜなら、「パワー」は社会的、経済的な優位性であったり、あるいは生物学的な力の差を親密な関係において利用することが歴史的、文化的に許容されてきた、いずれにせよ社会の側によって与えられるものだからである。

---

1) 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス [新版] 実態・DV法解説・ビジョン』有斐閣選書(2002), p. 92。

2) パワーとコントロールの車輪の図および説明は前掲注1), (pp. 16-20)に詳しい。

このような特徴を有する暴力を実態として把握することは難しい。例えば、内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」<sup>3)</sup>では、DVに関する理解を調査するために15の言動を挙げ、それぞれ暴力に該当すると思うか、思わないかについて尋ねている。殴る・蹴るといった身体的暴力から暴言を吐いたり無視をすることといったいわゆる精神的暴力、あるいは相手の行動を制限したり監視したりすることといったいわゆる社会的暴力と分類されるものまで幅広く挙げられている。この調査自体は、例えば、明らかに性暴力であってもそれが夫婦間で行われると暴力と見なされない割合がどれだけあるかといった割合などを見ることができると興味深い<sup>4)</sup>。一方、これら15の言動は相手を支配するための手段であり、その時々状況に応じてそのうちの一つ、あるいはいくつかの組合せが用いられているにすぎない。言動それ自体をもってDVか否かを判断するというよりは、これらの言動の継続的な使用によって支配従属関係が固定化される、そのプロセスと関係性を捉えることがより重要となる。内閣府の設問は、ともすると、どの言動までがDVかという線引きによってDVを理解しようとする思考の枠組みに陥りやすく、そして、そこにおいては身体的暴力を最も深刻な暴力として、以下、徐々に深刻さが軽減していくようなヒエラルキーとしての暴力という間違っただけの想定をしてしまうことにもなりかねない。

同様のことは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)においても指摘できる。DV防止法は、それまで、「夫婦喧嘩」として真剣に取扱われてこなかったことがらを「暴

---

3) 内閣府が3年に1度実施している調査であり、内閣府男女共同参画局HPから閲覧可能。[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)

4) 山本千晶「ジェンダー—「ドメスティック・バイオレンス」」廣岡守穂編『社会が変わるとはどういうことか?』有信堂高文社(2019)。

力」として明確化し、DVの防止と被害者の保護を国および地方公共団体の責務として明記した点で大きな前進であるが、法制定当初、暴力の定義を「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」に限定していた。2004年改正において、身体的暴力に加え「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」が明記されたことで精神的暴力や性的暴力も含まれることになったが（1条）、発見者が通報の努力義務を負うのは身体的暴力に限定されており（6条）、同様に、保護命令を申立てる被害者も「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」に限定されている（10条1項）<sup>5)</sup>。また、身体的暴力に限定されていないものの、実際に配偶者暴力相談支援センターが一時保護を検討する際、身体的暴力を緊急性の判断材料とすることが多いことも指摘されている<sup>6)</sup>。

しかし、被害者の相談内容を見ると、精神的暴力被害に対する相談が多くなっている。例えば、内閣府が2020年度から実施しているDV相談プラスに寄せられる相談では、「一番困っていること」として精神的暴力が身体的暴力の3倍近く多くなっている<sup>7)</sup>。ここには当然、身体的暴力を含まないDV相談も多く含まれることがうかがわれる。身体的暴力を中心とした暴力の定義によって介入や支援を判断することは、「ドメスティック・バイオレンスの構造・本質や実態を反映しない法内容」という批判も受け

---

5) 2007年の改正で「生命等への脅迫」が付加されている。通報や保護命令を身体的暴力に限定したことについての法務省見解とそれに対する反論については、戒能民江「DV防止法改正に向けて」『法律のひろば』第74巻第7号（2021）、pp. 34-35。

6) 内閣府男女共同参画局『「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書（令和元年（2019年5月））』、p. 6。

7) 内閣府男女共同参画局『DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業』（2021年3月）、p. 49。また、社会的包摂サポートセンターが運営している「よりそいホットライン」の女性支援専門ラインに寄せられた相談も、精神的暴力が最も多くなっている（一般社団法人社会的包摂サポートセンター『「よりそいホットライン」2019年度報告書』、p. 83）。

かねない<sup>8)</sup>。

今後、保護命令等において対象となる暴力の定義を議論するにあたって、精神的暴力による被害をどう評価するかは重要な課題となる。そのための手がかりとして、本稿では精神的暴力がDV関係においてもつ機能に着目しながら、それが被害者にもたらす深刻な害について考察を試みる。また、これらの害が見えにくいのは、単に生命や身体に対する害に比べて目に見えにくいという特徴だけでなく、家事労働と女性に対して与えられるステレオタイプにも原因があることを指摘する。本稿では、一貫して被害者が被害をどう経験するのかという視点から考察を試みるが、この視点に立つとき、相談支援の重要性があらためて明らかになるだろう。したがって、本稿のまとめとして、相談支援における専門性の確立を可能とするための制度構築と体制整備の必要性に言及する。

## 2 被害者の恐怖心の過小評価

被害者の経験に基づいてDVの本質と構造について明らかにしている文献は多い<sup>9)</sup>。これらの分析によって、被害者が様々な形態の暴力を経験し、支配服従関係がつくられ、そしてそこから抜け出すのがいかに難しいかが明らかになってきた。それにもかかわらず、上述のように、依然として身体的暴力以外の目に見えにくい暴力の形態について、それが被害者に与える害がきちんと理解され、法政策において取り組まれているとは言いがたい。本節では、よりそいホットラインを運営する社会的包摂サポートセンターが行った調査（以下、「精神的暴力調査」という）<sup>10)</sup>をもとに、けがを負

---

8) 前掲注1), p.8.

9) 例えば、前掲注1), 原田恵理子・柴田弘子編『ドメスティック・バイオレンス女性150人の証言—痛み・葛藤そして自由へ』明石書店(2003)等。

10) 山本千晶「DV相談における精神的暴力の評価」一般社団法人社会的包摂サポートセンター『よりそいホットライン事業報告書2018』(2020)。よりそいホッ

うといった被害に比べれば、「不機嫌になる」といった、ともすると見逃されてしまいかねない加害者の態度や言動がもつ機能を、支配服従関係の文脈で捉えてみたい。それによって、パワーとコントロールの車輪の図に示されているような支配構造における多種多様な言動の関係性とダイナミズムを明らかにし、支配服従関係を被害者の経験に即してよりリアルに記述することを試みる。

精神的暴力調査は、2018年8月から10月までによりそいホットラインの女性支援専門ライン<sup>11)</sup>に寄せられた相談のうち、事前にリストアップした言動の一つ以上が該当する相談（830件）をピックアップし、分析をしたものである。本調査は非身体的暴力の実態を把握することを目的とするため、「身体的暴力」以外の暴力として分類されることの多い「精神的暴力」「社会的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「子どもを使った暴力」を対象に、具体的にどのような言動が想定されるかをあらかじめリストアップした<sup>12)</sup>。ここでは精神的暴力を中心に取り上げてみたい。精神的暴力は大きく「威圧的・脅迫的態度」「言葉による暴力」「人格の否定や無能呼ばわり」「無視

---

トライン事業報告書はウェブ上で閲覧可能である（<https://www.since2011.net/activity/report/>）。

- 11) 2011年の東日本大震災後、社会的包摂サポートセンターによって被災者を支援するために設立された24時間365日無料の電話相談である（岩手県・宮城県・福島県の被災地3県を対象）。その後、2012年3月に国による助成を受け、対象者も被災者に限定せずに、日本全国における電話相談を展開している。そのうち、女性支援専門ラインは主にDVや性暴力被害者からの相談を受ける専門ラインである。
- 12) 性的暴力など厳密に身体的暴力と区別しえなかったり、非身体的暴力の各分類も明確に分けられるわけではないが、調査のために筆者が暫定的に分類したものである。リストは、DV被害調査や心理的分析を参考にしたほか、DV被害者の支援に携わる支援員の経験的な知見に基づいている。この調査は、相談対応をしながらリストに該当する言動にチェックをしてくださった相談員、支援員の方々の甚大な労力のもとではじめて可能となったものである。あらためて、ここに感謝の意を記したい。

の4つに分類し、考えられうる具体的言動として59の言動がリストアップされた。この調査で分析の対象となった相談830件すべてにおいて、59の言動のうちの少なくとも1つにチェックが入っていた。

とりわけ多かった言動は「たびたび怒鳴る」(70.6%)、「不機嫌になる」(60.4%)であった。この「不機嫌になる」という態度は、暴力の定義として捉えようとするなら、見落とされるかもしれない。しかし、被害者がどう経験するのかという視点に立てば、支配服従関係において重要な機能をもつことが見えてくる。

米国において長年DV被害者支援に携わっているEvan Starkは、その著書『Coercive Control』において、暴力行為ごとにけがの有無とその程度を判断基準に介入するかどうかを決定する現在の警察対応や法的仕組みを批判し、強制的支配 (Coercive Control) として被害の実態を理解しようと試みる<sup>13)</sup>。ここにおける強制 (Coercion) とは、力や脅しを用いてある特定の対応を強制したり、あるいは拒絶したりすることであり、また、支配 (Control) とは、資源を独占する、好みを押しつける、パートナーの行為を細かく規定し、選択を制限する、あるいはパートナーが自分で判断するために必要となる支援を奪うことで、服従を強制する篡奪と搾取、指令の構造的な形態から成り立つと定義されている<sup>14)</sup>。強制的支配においては、身体的暴力は一つの手段となるが、必ずしも身体的暴力を伴わないこともありうる。なぜなら、Starkによると、強制的支配関係においては、加害者が被害者を意のままにし、そこから得られる利益を搾取することに目的を見出すからであり、支配服従関係を確立、維持することができれば、そのための手段としての暴力については、その形態は問わないからである。したがって、けがの有無やその程度で被害者を保護するかどうかを判断しようとすることは、加害者に対し、期せずして、軽度の暴力や非身体的暴

13) Evan Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, Oxford University Press (2007)。

14) 前掲注13), p. 229。

力であればいいというメッセージを送ることになりかねない。深刻な身体的暴力は減ることになっても、依然としてその他の種々の虐待により強制的支配は続くことになる。

本節に関わるStarkの重要な指摘は、支配関係を成り立たせるために加えられる虐待行為が一人の人間によってなされるという点である。このことは被害者に「累積的効果cumulative effect」をもたらす。すなわち、被害者が感じる恐怖の程度は、加害者からなされた直近の脅しによるのと同じくらい、過去の経験に基づいて何が生じうるかを被害者が察知することにもよるのである。被害者にもたらされる累積的効果に着目するなら、「不機嫌になる」という一見するとそれ自体では害をもたらす暴力とまではいえないような態度であっても、場合によっては被害者に深刻な恐怖を与えることもありうる。被害者にとって、加害者が「不機嫌になる」というのは、その後のさらにひどい暴力の「予兆」として感じられるかもしれない。被害者は暴力がエスカレートするのを回避するために、加害者の言うことを聞いたり、あるいは自分が悪かったと謝罪をしたり、機嫌をとったりする。より支配服従関係が確立している場合、加害者はもはや身体的暴力を用いることなく、あるいは怒鳴ったり命令したりすることさえせずに、単に不機嫌な態度をとるだけで被害者を自分の思い通りにすることができるのである。このように、支配服従関係においては、被害者を意のままにするという目的において、とりわけ、支配服従関係がより深刻な場合は、「不機嫌になる」というのは十分な機能を有する態度なのである。

ある行為を強要するというより積極的な言動と、被害者がある行為をしないことによって不機嫌になるという前者よりは消極的な態度は、暴力の一般的な定義から考えると前者の方がより暴力的であると考えられるが、被害者がどう経験するかという視点に立つなら、前者も後者もいずれも被害者には従う以外の選択肢がないという点で、同じ効果をもちうる。前述した精神的暴力調査では、830件の相談のうち185件の相談に「性行為を強要する」、101件の相談に「性行為に応じないと不機嫌になったり冷たくし

たりする」という相手方の言動が含まれていた(重複あり)。「性行為を強要する」という行為は、「性行為に応じないと不機嫌になる」という態度より比較的暴力的と見なされやすい。しかし、支配服従関係がより進んだ状況におかれた被害者にとって、どちらも被害者に性行為を強いる点で、この2つを区別することは難しい。Starkによると、ある被害者は、彼が命令したり脅したときだけでなく、不機嫌になったり黙り込んだときもすぐに彼の性的要求に応じていた。というのも、「過去の暴力の記憶が彼女に、まるで「時限爆弾」と一緒にいるかのように感じさせたから」である<sup>15)</sup>。被害者が、過去の経験から何が起きるかを先回りしてうまく対処しようとするなら、加害者は身体的暴力を持ち出さずとも、被害者を自分の意のままにし、服従させることが可能である。支配服従関係が確立した、より深刻な状況になればなるほど、第三者からは一見暴力とは認識されないような、被害者にしかわからないサインを送ることでもって、被害者に言うことを聞かせられる可能性もある。

そうすると、第三者が被害者の話から被害者が置かれている状況の深刻さや過酷さを適切に判断することは非常に困難であろう。実際、このような支配の構造を理解しないなら、「不機嫌になる」といった態度に対して示される被害者の恐怖心を、“大げさに言っている”“嘘をついている”と見なしてしまうことにもつながりかねない<sup>16)</sup>。支配服従関係にないのであれば、日常生活の中で、どちらかが不機嫌になったり黙り込むようなことはよくあることであり、時間が経てばおのずと解消している場合もあるだろう。このような経験を基準にすれば、DV被害者が相手の機嫌が悪いことに恐れを抱いて相談の電話をかけたり、助けを求めたりする行為に対し、被害者が過剰に反応しているように思えてしまい、夫婦・恋人関係がうまくいかない原因を被害者の感じ方や性格に求めてしまいかねない<sup>17)</sup>。実際、

---

15) 前掲注13), p. 243.

16) 前掲注13), p. 94.

17) Starkは、虐待がエスカレートし、警察を頻繁に呼ぶ被害者が警察官に“警



「ドメスティック・バイオレンス」として問題化される以前は、被害者の恐怖心を過小評価し、「夫婦喧嘩」すなわち個人で解決すべきものと考えられてきたし、現在もそのような傾向はなくなっていない<sup>18)</sup>。

### 3 支配服従関係とジェンダー

支配服従関係が被害者の主体性を奪い、すなわち、自らの判断に基づいて行動する自由を奪い、それによって被害者の人生の一時期、あるいは長期にわたってダメージを与えるという理解のもとにDVの特徴と構造を理解することが必要となる。そのためにも、被害者の主体性を奪うという害がいかに被害者にとって甚大な害かを理解することが重要である。Starkは、被害者が「safety zone」<sup>19)</sup>を創ろうとする試みに対抗して加害者が服従を強化していこうとするダイナミズムを記述しながら、自由 (liberty) を奪われる恐怖を描こうとする。例えば、学校へ戻ったり、仕事に就いたり、法的支援を求めたり、日記をつけ始めたり、新しい下着を買ったり、あるいは新しいメニューを調理することさえ、被害者のどのような自発的行動も、加害者にとっては裏切り、独立、抵抗、いっそう悪い状態のサインとして解釈され、それに付随するさらなる束縛へとつながりかねない。「ばれないように自律の機運に乗じたことが、見つかり、台無しにされ、身体的暴力や他の報復を引き起こすという女性たちの恐怖はあまりにも強

---

察に連絡をするタイプの人」と見なされてしまい、到着までに時間がかかったり、対応がうわべだけになったりすることで、適切な介入がなされないまま虐待が常態化 (normalization) することを指摘している (前掲注 13), p. 98-99)。

18) 福島は、DVがあっても離婚を認めなかったケースを挙げて、別居中の夫が訪ねてくることに対する妻の「恐怖」がいかに理解されていないかを指摘している (福島瑞穂『裁判の女性学 女性の裁かれ方』有斐閣 (1997), pp. 45-46)。

19) 自分の状態を考え、選択肢を吟味し、自己の感覚を保つことのできる領域としてStarkが名づけた言葉である (前掲注 13), p. 209)。

烈であるため、自発的な行いや害をもたらすかもしれない「危険な考え」を自ら検閲してしまう」、すなわち、抑圧された状況下におけるわずかな自律autonomyの機運を必死に無視しようとさえしてしまうようになるのである<sup>20)</sup>。

このような被害者の恐怖に対する理解を妨げる障壁になっているものの一つがジェンダー構造である。ジェンダー構造はDVの発生と維持を可能にする一つの重要な要素として、すでに指摘されてきたところである。たとえば、加害者が家事や子育てについて「女性の非をあげつらって暴力をふるう」<sup>21)</sup>ことが多いのは偶然ではない。もし被害者が、加害者が要求する水準でこなすために仕事をやめて家庭の仕事に専念しようとするれば、被扶養と経済的依存を余儀なくされ、暴力に対してヴァルネラブルにならざるをえないだろう。このような状況に女性を追い込むのは、女性であれば当然にも家庭の仕事をこなさなければならない（しかも夫が要求する水準で！）という社会におけるジェンダー規範と、家庭の仕事が無償労働であり、それに専念しようとするれば経済的に依存せざるをえないというジェンダー構造なのである。

Starkも同様に、支配を確立していくために用いられる主な手段は、ステレオタイプの女性役割（身に着けるものや家事、子育て、性的なふるまい方など）に関する日々の行為を細かく規定することであり、したがって、虐待はジェンダー中立的ではなく「ジェンダー化」されていることを指摘する<sup>22)</sup>。

本節では、精神的暴力の「ジェンダー化」された特徴をより明らかにするために、とりわけ家庭の仕事に焦点を当てながら、ジェンダー構造が個々の支配服従関係においてどう作用しているかの記述を試みる。

精神的暴力調査では、830件の相談のうち、「ちょっとした態度や言葉遣

---

20) 前掲注13), p. 209.

21) 前掲注1) pp. 89-90, p101.

22) 前掲注13), p. 5.

い、家事の仕方など日常生活での細かいところまで文句をつける」という言動が含まれる相談が192件あった。とりわけ、家庭の仕事を第一義的に担っている女性にとっては、本来であればもっとも自発性と創意工夫を発揮する場であるはずの家庭生活において、そこで担う労働や活動が徹底的に管理され、相手の命じるままに動かなければならないことを意味する。

Starkは、家庭の仕事を細かく規定するという支配の手段の特徴について、その場に合わせて指示が変わったり、かつ極端な指示であったり、また、被害者の個人的な事情を巧みに利用しながら被害者を支配するように仕向けられると述べている<sup>23)</sup>。被害者にとっては、何をどのように、どこまでやれば相手が満足するかがまったくわからず、例えば、1円単位で買い物の収支を報告させたりする等、極端な要求に従わせられる。それに加え、親密な関係性では相手の個人的な情報を入手することが可能なため、病気であったり子どものことなど、被害者に対してもっともダメージを与えうような状況を持ち出しながら服従するよう仕向けられる<sup>24)</sup>。

家庭の仕事には、単なる業務の遂行だけでなく、女性に対するステレオタイプも同時に要求される点で特徴的である。

女性には、家庭など私的な生活の場で、賃金を支払われない労働（無償労働）（家事労働、ボランティア活動など）を担うこと……が期待されてきた。これらは、男性の活動に奉仕し、その成果があがるように助ける活動である。そして、たとえば、細やかな配慮、共感、素直、従

---

23) 前掲注13), p. 270.

24) よりそいホットライン・女性専門支援ラインに寄せられた相談内容にも、結婚したら「家事項目が数十項目あり、支配的だった」、「買い物に事細かく口を出してきて、気が休まらない」といった内容が見受けられた。体調を崩してパートを辞めざるをえず、そのことを気に病む被害者に対し、「病気を口実にして怠けている」「役立たず」といった攻撃をすることで、さらに被害者を追い詰めて言うとおりにさせようとするなど、被害者にもっとも効果的にダメージを与えるような個別的方法が用いられていることがうかがわれる。

順、やさしさなど、それらを担うのに適した“らしさ”が、女性らしさとして求められてきた。(前掲注1), p.101)

家庭の仕事に夫への細やかな配慮や従順さという要素が含まれるとしたら、夫の要求にすべて応えるのは妻の当然の役目であり、それができない妻に対しては夫が制裁を下すのは当然である、という暴力の容認や正当化さえ生じかねない。Starkが指摘するように、強制的支配において中心となる戦術は、女性が経済的な決定権を夫に譲ったり、家庭の仕事に専念するために仕事をあきらめるといったジェンダー規範によって規定された実践に基づいて進められ、料理や掃除、子どもの世話などの女性に割り当てられている「価値を低く評価された活動 (devalued activities)」をターゲットに行われる。そこにおいて、夫が毎日の支出をチェックしたり、詳細な指示をこなすことを要求したりしたとしても<sup>25)</sup>、外部の人間にとっては、どこまでが適切な期待でどこから危険なのか非常にあいまいであろう。なぜなら、家庭の仕事は単純な作業とみなされていることで、稼ぎ手のどんな要求にも素早く応えるべきであり、かつ、その水準を決めるのも稼ぎ手だと考えられる傾向がある<sup>26)</sup>。

より重要な点として、夫婦や異性愛カップルなど親密な関係性において、男性が主導権を握り、女性は男性の言うことに従うという性による非対称なステレオタイプがすでに組み込まれているとしたら、女性から主体性を奪い、服従させることが女性に与える害は過小評価されるか、そもそも「害」として認識されない可能性さえある。なぜなら、女性にとっての“主体性”が男性に従うことだと想定されているなら、(たとえDVによって) 夫に服従していたとしても、そのような妻の状態は女性の“主体性”と齟齬をきた

---

25) Starkが紹介しているケースで、加害者は妻に「3回同じことを言わせるな」「2回質問して、30秒以内に答えなければ罰金」など細かな指示が書かれた「指令書」を渡していた(前掲注13), p.207)。

26) 前掲注13), p.210-211。

さない。「支配—服従」や「暴力」という言葉がもつ破壊的な意味が、性の非対称性を内在する親密な関係性においては本来の力を発揮しえず、「妻の役目」「家庭の仕事」というイメージ（夫に尽くすという範囲においてのみの“自由”）のもとで巧みにごまかされ、見えなくさせられてしまう。いくら女性が支配服従関係の中で命令され服従させられることの恐怖や屈辱を訴えても、“妻ならば従順であるべき”というステレオタイプによって、その恐怖や屈辱は割り引かれ、度を越えたと見なされる言動以外、DVとは見なされないことになるだろう。そればかりか、かえって、大げさでわがままな女性というレッテルを貼られることにもなりかねない。このように、家庭の仕事やそこにおける女性へのステレオタイプが奉仕される側＝夫による制裁を容認したり、正当化するという点で女性をDVに対してよりヴァルネラブルにしているだけでなく、支配服従関係に置かれることで生じる害が過小評価される危険性もあるのである<sup>27)</sup>。

精神暴力調査では、186件の相談に「なんでもひとりで勝手にきめる」という行為が含まれている。これらの行為は、従来のジェンダー観からすると、ごくありふれた夫婦や異性愛カップルの関係性のようにも思える。「一家の大黒柱」という表現や、しばしばマイナスの評価が与えられる「妻の尻に敷かれる」という表現にも表れているように、夫や父親が主導権をもつことが「男らしさ」と結びつき、それに従う妻は「夫を立てる」よい妻の手本であり、妻には意見を求めなくても当然とされるようなジェンダーに基づく夫婦観である。しかし、もし支配服従関係が確立している状況にあるとするなら、そこでは被害者の主体性が奪われていることにほかならない。

Starkは、その可能性が制限されたものであることに慎重に言及しながらも、家庭の仕事における役割が同時に女性たちの個人的な、あるいは女

---

27) 本稿では、被害者と女性をしばしば同一視した記述をしているが、それは、DVが家庭の仕事やそこでのステレオタイプと強く関係してると考えるためである。このことは男性が被害者になる可能性を無視しているわけではない。

性としての個性を創造的に表現する手段でもあると述べている<sup>28)</sup>。すなわち、家庭の仕事をこなすことで、家族に愛と奉仕を与え、自分が采配しているという感覚や自尊につながる。しかし、パートナーが家庭での仕事を細かく規定し支配することは、このような役割の遂行におけるポジティブな側面を台無しにしてしまう。家庭の仕事を役割として引き受けることと女性としてのアイデンティティが強く結びつけられている現状において、家庭での仕事ぶりを攻撃の対象にすることは、女性としてのアイデンティティを外部から強制されたもののように感じさせ、主体的に生きることを難しくさせてしまうことになりかねない<sup>29)</sup>。

#### 4 寄り添う支援へ向けての試論

身体的暴力を中心とする暴力の定義にもとづくなら、暴力への介入は被害者を加害者から物理的に引き離すことに焦点化されがちである。しかし、Starkが主張するように、虐待がしばしば「ジェンダー化」されており、女性に対するステレオタイプや家庭の仕事に対する過小評価を巧みに利用してなされるという特徴を理解するなら、被害者が支配従属関係におかれている状況を見抜き、適切な支援につなげることは、ジェンダーやDVに関する専門知識と相当な経験を必要とすることが明らかとなる。また、被害者の保護は加害者からの物理的な分離だけでなく、支配従属関係において奪われた主体性を回復することが何より重要となる。なぜなら、自律と結びつくような（そう加害者に思われてしまうような）態度や行動をことごと

---

28) 同様に、Iris Youngは、カビが生えないように埃を払うといった「ありふれた」「特徴もない」単調な労働として見なされる家庭の仕事を、それによって維持されるモノや家という物質を通じて個人の、家族の歴史を維持する、能動的な活動であると再解釈する (Iris Young, *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton University Press, (1997)。

29) 前掲注13), p. 213。

くつぶされ、主体性を奪われた被害者にとって、加害者の元を離れるという決断がいかに難しいかは容易に想像ができるだろう。被害者支援制度はこの理解を出発点として構想されなければならない。それに対して、逃げることを前提とした現在の支援の制度は、主体性をはく奪されるという被害がどれほど深刻であるかを過小評価しているとも言えよう。したがって、被害者の主体性の回復を含む、一貫した継続的な専門的支援が必要となる。

法学者であるJane Stoeverは、女性たちが支配従属関係を終わらせるプロセスに焦点を当てながら、被害者のリアルな経験とニーズに基礎づけられ、応答しうる法制度を考察しており興味深い<sup>30)</sup>。被害者の経験から法制度をどう再構成するか及びその日本への示唆は丁寧な吟味が必要であり、現在の筆者の能力を超えるため、別稿に期すよりほかはないが、ここでは、被害者の経験における変化やダイナミズムを記述することから、寄り添う支援の必要性とそのための必要な施策について若干の検討を行う。

Stoeverは、女性が関係性を終わらせるプロセスを「変化の段階モデル (The Stage of Change Model)」に沿って記述しようと試みる。変化の段階モデルとは、次の5段階を含むプロセスである。(1) 前計画段階：問題としての自覚がない、(2) 計画段階：問題としての自覚があり、暴力として認識する、(3) 準備段階：変化のための準備を決意し、そのための努力にコミットする、(4) 行動段階：自分を将来の暴力から守るための戦略を実行する、(5) 維持段階：変化を維持するために必要とされる継続的な一連の行為、である。ここで重要な点は、被害者が5つの段階を必ずしも直線的に移行するわけではなく、最終段階に行くまでに、それ以前の段階に戻ったりするような循環的な道筋 (cyclical sequence) である。そこには、加害者の影響力や二人の関係が変化することに対する加害者の対応とそれに伴って変化する被害者の恐怖心の程度などが関わるダイナミックなプロ

---

30) Jane Stoever, 2011, "Freedom from Violence: Using the Stages of Change Model to Realize the Promise of Civil Protection Orders," 72 Ohio State Law Journal. 303.

セスである<sup>31)</sup>。

このようなプロセスとしての被害者の経験に対して、保護命令などの法制度は、関係からの離脱を一つの出来事として考え、これらの制度を用いて速やかにかつ一度でかたをつけることを期待しうる単純な行為として想定されている<sup>32)</sup>。このような想定は、関係を終わらせない、あるいは終わらせることができない被害者をかえって非難することにつながりかねない。変化の段階モデルは日本におけるDV被害者の実態に即してさらなる実証的な研究が必要であるが、少なくとも、関係性からの離脱を一つの出来事として捉えるのではなく、プロセスとして捉える視点は、そのプロセスに寄り添う支援の必要性に目を向けさせる点で日本のDV施策においても示唆に富むものであろう。なぜなら、被害者が継続的な支援を得ることで、主体性を回復させつつ、かつ、変化の段階をできるだけスムーズに移行することが期待されうるからである。

実際、これらの支援のスキルはすでに民間シェルターなどの長年の実践において蓄積されていることが報告されている<sup>33)</sup>。例えば、小川は、民間シェルターにおける被害者支援の基本姿勢とされる「エンパワーメント」について、インタビューからそのダイナミズムを描き出している<sup>34)</sup>。エンパワーメントとは、被害者が女性たちのつながりの中で「変化を生み出す能力」を得ることであり、民間シェルターの支援を特徴づける実践とされている。具体的に、例えば、保護命令を申請する際に、被害者とともに申請書を書く作業を通じて、「彼女たちの中に深くしまいこまれてしまった体験や日常化されてしまったDV被害を丁寧に聞き、解きほぐしていくこ

---

31) 前掲注 30), p. 309。

32) 前掲注 30), p. 338。

33) 内閣府男女共同参画局『「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書』(2019年5月), p. 2。

34) 小川真理子 (2015)『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター—被害当事者支援の構築と展開』世織書房。



と」、それによって、彼女たち自身が気づいていない「被害性」を明確にしたり、被害者が自分の言葉でDV被害の経験を語ることを可能とする。支配によって奪われてきた主体性が、「自分の言葉」を取り戻すことで回復していくプロセスの一端が垣間見える<sup>35)</sup>。このような民間支援団体が長年にわたって蓄積してきた支援のスキルは、「変化の段階」にある被害者が変化の段階を着実に前進していくための支援のあり方を考える際の手がかりになると思われる。

しかし、それらのスキルを十全に発揮するための制度的なバックアップは不十分である。DV防止法には、民間シェルターについて直接明記されおらず、配偶者暴力相談支援センターで行う一時保護の委託先（3条4項）と配偶者暴力相談支援センターの連携先（3条5項）そして、財政支援等の対象（26条）として言及されているだけであり、相談から自立支援まで一貫して継続的に支援に関わる制度的な裏付けがない。DV防止法は相談から一時保護、保護命令、そして自立支援まで切れ目のない被害者支援をその射程に含むものであるが、「DV防止法独自の支援制度は規定されておらず、婦人保護事業の転用に過ぎない」<sup>36)</sup>ことで、「制度疲労」が指摘されている。というのも、「要保護女子の保護更生」を目的とする婦人保護事業は「そもそも支援概念を有しない」<sup>37)</sup>のであり、それにもかかわらず、その枠組みにおいてDV被害者支援を行うことには限界があるからである<sup>38)</sup>。

---

35) 前掲注34), pp.124-125。

36) 前掲注5), p.32。

37) 前掲注5), p.32。

38) 非正規公務員という婦人相談員の位置づけからDV被害者支援の課題を指摘したものとして戒能民江「婦人相談員の現状と「非正規公務員」問題」竹信三恵子・戒能民江・瀬山紀子編『官製ワーキングプアの女性たち—あなたを支える人たちのリアル』岩波書店（2020）。また、望ましい支援のあり方について考察した論稿として、戒能民江・堀千鶴子『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える』信山社（2020）。

2019年に内閣府男女共同参画局において「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」が立ち上がり、民間団体のスキルを被害者支援に積極的に取り込むことが模索されており、ようやく被害者の経験に基礎づけられた支援のあり方の検討が始まっている。被害者の経験から支援スキルをあらためて再評価することは、より被害者のニーズに沿った支援のあり方及びそのための制度設計を検討するための手がかりになると考えられる。最後に、精神的暴力が女性に対するステレオタイプや家庭の仕事に対する低い評価を巧みに利用してなされるとすれば、直接の被害者支援と同じくらい、社会におけるジェンダー構造の打破が重要になってくることを強調しておきたい。

（フェリス女学院大学国際交流学部准教授）